

令和８年度愛知県予算等に対する要望書

日ごろは、本会事業の推進及び社会福祉施設等への支援に格別のご配慮をいただき、ありがとうございます。

さて、社会保障を担う福祉現場の人材不足は、超少子高齢化や社会構造の変化に伴い深刻化を増す中、処遇においては民間企業では物価高騰等を踏まえた賃上げが図られ、福祉分野との賃金格差が拡大し、人材の確保が更に困難となっています。

一方で、福祉ニーズや生活課題は、既存の社会福祉制度では困難な課題を抱える方が増加する中で、一層複雑・深刻化しており、それに対応していくためには、高齢・障害・保育・児童分野における人員確保に加え、その資質向上が求められます。

さらに能登半島地震をはじめ、大規模災害が相次ぐ中であって、発災時における迅速な災害福祉支援活動の展開とともに、平時からの体制整備を図ることが急務となっています。

私ども、県内の社会福祉施設経営者及び施設職員は、日々、利用者本位の福祉サービスの提供を目指し業務を遂行しておりますが、多くの施設ではケアニーズの高い利用者に対応できる専門職員の不足はもとより、必要な人員の確保にさえ困難をきたしております。福祉サービスの質の低下を防ぐとともに、地域社会の要請に応えていくことや「働き方改革」に沿った職場づくりのためには、抜本的な職員配置基準の改善や財源確保、福祉人材の確保・育成・定着の対策強化を早急に講じていただく必要があります。

愛知県におかれましては、多岐に亘る社会福祉制度への対応にご尽力いただいておりますが、とりわけ諸物価高騰においては、施設運営に多大な影響を及ぼしており、施設運営と利用者支援にご理解のうえ、早急なご支援をいただくようお願いいたします。

つきましては、令和８年度の事業及び予算編成に当たりまして、次の各事項についてのご支援を強く要望いたします。

なお、要望事項について、書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

令和８年度 愛知県予算等に対する要望書

【共通事項】

- 1 福祉人材の確保・定着に向けた処遇改善と施策の拡充について
- 2 諸物価・建設費等の高騰に対する財政支援の実施について
- 3 大規模災害（地震・風水害）に対する体制等の整備について

【障害関係】

- 1 障害者就労支援施設に係る障害者優先調達の推進及び共同窓口の機能強化について
- 2 障害者支援施設からの地域移行に関する更なる推進について

【保育関係】

- 1 配置基準のさらなる見直しについて

【児童関係】

- 1 「児童養護施設等体制強化事業」の実施継続・拡充について
- 2 母子生活支援施設・女性自立支援施設の活用促進について

【高齢関係】

- 1 大規模修繕に対する補助について

令和8年度愛知県予算等に対する要望書

【共通事項】

1 福祉人材の確保・定着に向けた処遇改善と施策の拡充について

福祉の現場での職員確保の現状は極めて厳しく、介護職員・保育士などいずれの職種も、年間を通して職員募集を行っている現状であります。また、入職した職員の人材育成から、なかなか定着しないことも課題であり、人材の確保・育成・定着は喫緊の課題であります。

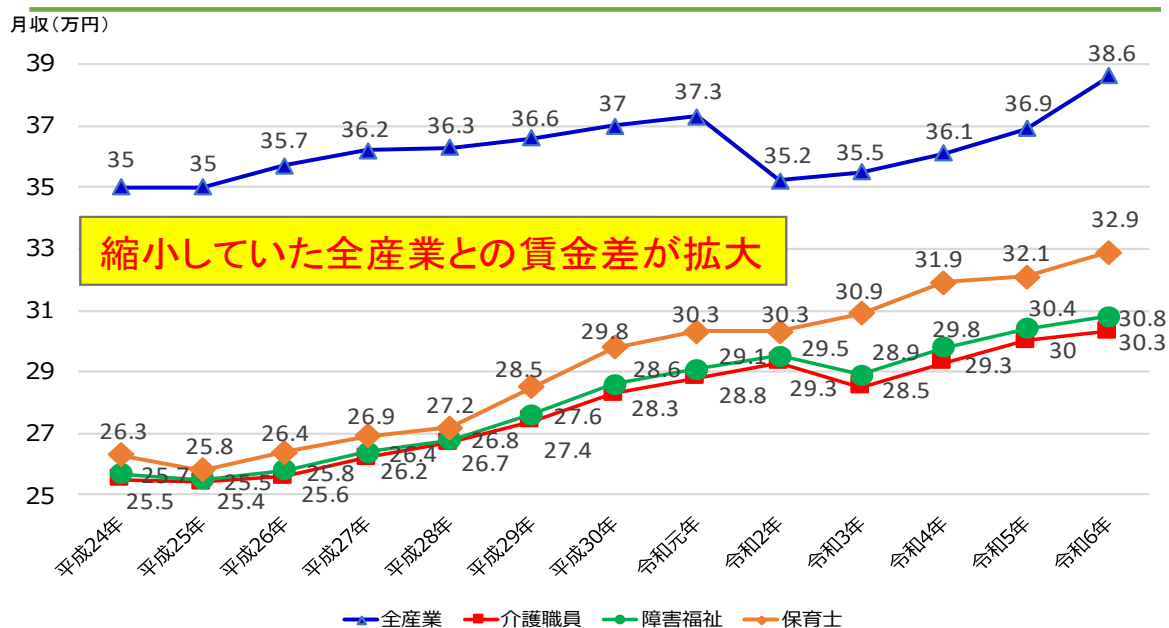
令和7年4月24日には、「地域の福祉を守り抜くための福祉従事者の賃上げにかかる緊急要望」として、令和6年の全産業平均との賃金格差は依然として顕在しており、むしろ拡大している状況で、全国知事会等を通して、「3年に一度の報酬改定の毎年実施」「全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善」「全産業の賃上げ、物価指数に連動する仕組みの導入」等の項目を国に対して要望をお願いをしたところです。

あわせて、同一法人が多数事業を実施している場合や人員配置基準に加算して職員を配置している場合、多職種を雇用している場合など、すべての職員を対象とした処遇改善について、県として、独自の対応をお願いしたい。

また福祉現場における人材の確保・定着を促進するための、ICT・介護ロボット等を活用した業務改善・生産性向上の取り組みや職員研修充実のための取り組みに対する財政支援についてもお願いしたい。

【参考】処遇改善 職種別の賃金格差

介護職員：月額8.3万円 障害福祉：月額7.8万円
保育士：月額5.7万円の賃金差



出典：介護職員の賃金 第41回介護給付費分科会—介護事業経営調査委員会令和7年3月18日開催資料
障害福祉関係分野の職員の賃金 第46回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和年3月27日開催)資料
保育士の賃金 経済・財政一体改革推進委員会 第54回 社会保障ワーキング・グループ(令和年4月28日)資料

2 諸物価・建設費等の高騰に対する財政支援の実施について

昨今の給食費・食材費、ガス代・電気代、ガソリン代・軽油代などあらゆる項目での物価高騰（値上げ）は、社会福祉施設の運営に多大な影響を及ぼしています。

福祉施設・事業所の収入は公定価格で定められており、安易な支出削減はサービスの量や質の低下に直結し、また法人の判断で利用料の値上げ（価格への転嫁）もすることができず、各施設からは、「打つ手なし、運営継続が困難」という悲鳴も聞こえてきています。

このような不安定な経営状況では、サービスの継続が困難になることに加え、地域における公益的な取り組みや災害時の支援など社会福祉法人に求められる役割を果たすことも困難な状況であり、経営状況の悪化は、人材確保にも大きな影響を与えています。

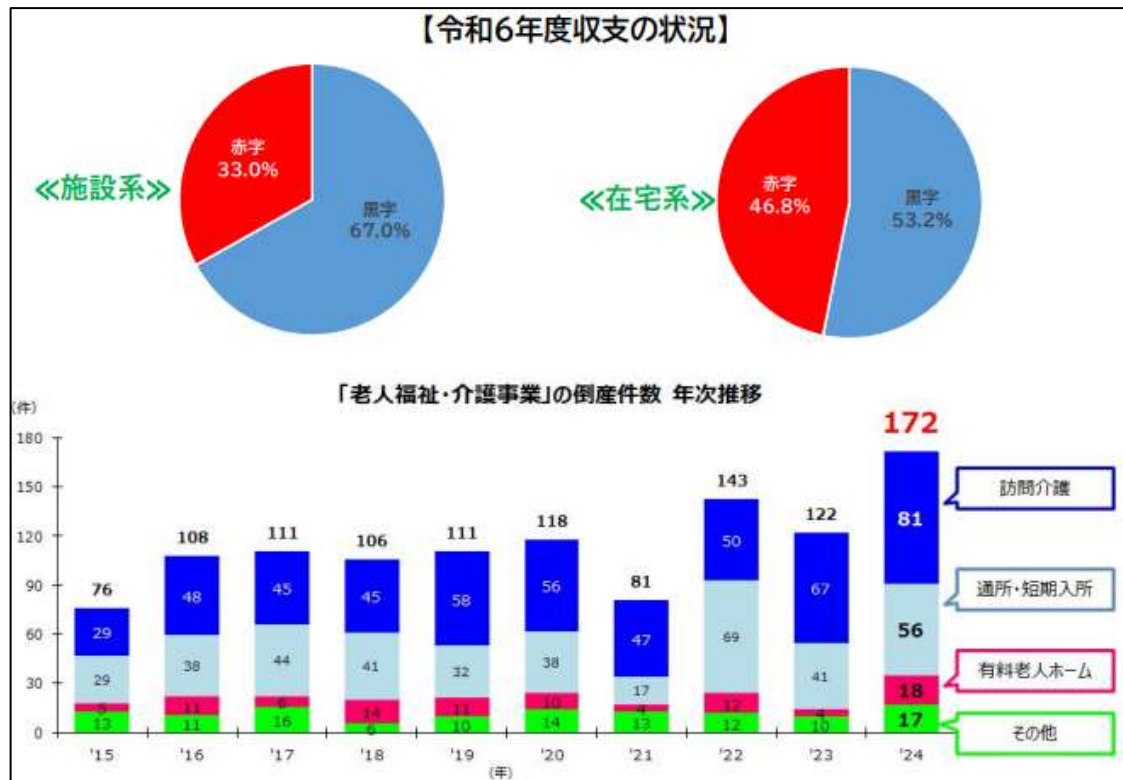
国においては、昨年度末の補正予算で、交付金による一定の対応がされましたが、単年度でのみの対応であるため、社会福祉事業を担う法人としては、安心して経営ができません。

については、国の対応に任せるのではなく、社会福祉法人が安心してサービスの提供が継続して実施できるよう、また県民が安心して福祉事業に期待を持ち続けることができるよう、県としての対応をお願いしたい。

あわせて、建築費の高騰により社会福祉施設の建替えや大規模修繕に要する費用が大きな経営課題ともなっています。必要な整備を支障なく実施できるよう県における補助等についてもお願いしたい。

【参考1】「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

- ・調査には、1,857 件（11,203 事業所分）の回答が寄せられ、令和 6 年度収支の赤字割合は、施設系で 33.0%、在宅計で 46.8%と非常に厳しい財政状況にあることが明らかになった。

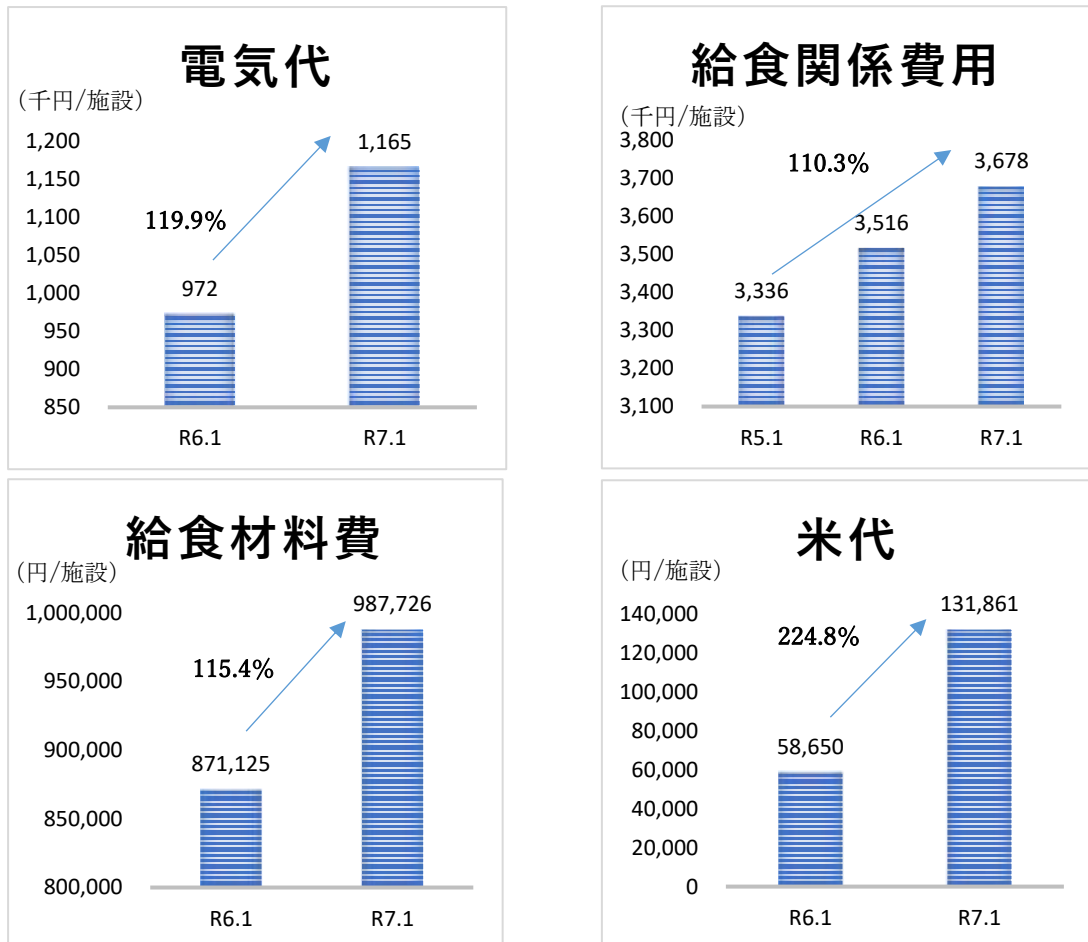


（出典）「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

※本調査は、全国老人保健施設興協会、全国老人福祉施設協議会、日本認知症グループホーム協会、日本慢性気医療協会、全国介護事業者連盟、高齢者住まい事業者団体連合会、『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会、日本在宅介護協会、全国社会福祉法事経営者協議会、日本福祉用具供給協会の 10 団体が共同で行った調査。

【参考 2】「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

- ・物価高騰に関しては、令和 7 年 1 月と令和 6 年 1 月の費用を比較し、電気代は 119.9%、給食関係費は 110.3%、給食材料費は 115.4%、うち米代については、224.8%となっている。物価が“高止まり”ではなく、さらに高騰していることがデータで示された。

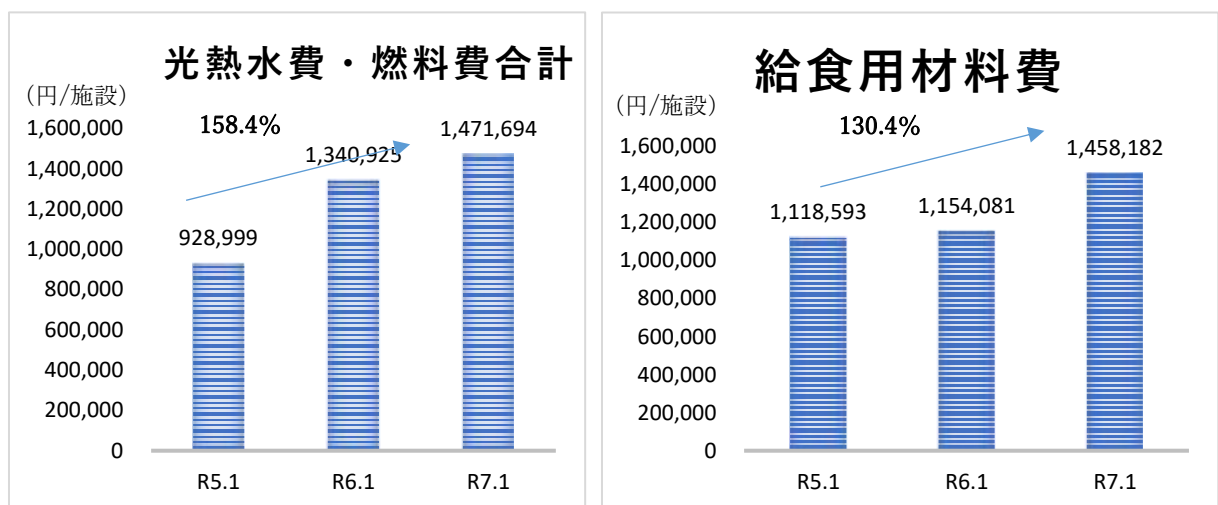


(出典)「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

※本調査は、全国老人保健施設興協会、全国老人福祉施設協議会、日本認知症グループホーム協会、日本慢性気医療協会、全国介護事業者連盟、高齢者住まい事業者団体連合会、『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会、日本在宅介護協会、全国社会福祉法事経営者協議会、日本福祉用具供給協会の 10 団体が共同で行った調査。

【参考 3】「障害福祉現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

- ・前々年度と費用を比較し、光熱水費・燃料費は 158.4%（月額約 54 万円増）で年々増加し、電気代は 2 倍（月額約 37 万円増）。ガス・燃料代も年々上昇。給食用材料費は、130.4%（月額約 33 万円増）で年々増加。



(出典)「障害福祉現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

※本調査は、日本知的障害者福祉協会、全国社会就労センター協議会、全国身体障害者施設協議会、全国社会福祉法人経営者協議会の 4 団体が共同で行った調査で、1,453 事業所の回答を集計

3 大規模災害（地震・風水害）に対する体制等の整備について

近年、気候変動による大規模災害が多発しており、また特にこの地域は、「南海トラフ大地震」の発生も危惧されています。令和6年1月には能登半島地震が発生し、愛知県においても大規模災害に対する体制整備が急務となっています。

大規模災害発生時には、社会福祉法人・社会福祉施設には、二つの側面での果たす役割があります。

一つ目は、社会福祉法人・社会福祉施設が災害の被害にあった場合です。

社会福祉法人・社会福祉施設においては、日常生活上の支援が必要な者が多数生活しており、発災時に利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼす恐れがあります。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス維持ができるよう、緊急時の人員の招集・確保の方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品の備蓄、非常用自家発電装置の設置などを定めるBCP計画の策定をすすめてきたところです。今後は、各社会福祉法人・社会福祉施設が、この計画を実行性のあるものとしていくことが求められています。県におかれましては、非常用自家発電装置の設置に対する財政的支援をはじめ、各社会福祉法人・社会福祉施設への必要な支援をお願いしたい。

二つ目は、社会福祉法人・社会福祉施設が被害にはあってはいないが、大規模な被害が周辺に発生した場合です。

社会福祉法人・社会福祉施設には、地域共生社会の実現に向け、平時から、地域社会とのコミュニティづくりに取り組むことが求められています。各市町村における指定福祉避難所の指定など社会福祉法人・社会福祉施設が、地域との災害時支援体制の構築に向けた取り組みができるよう、県による支援をお願いしたい。

【障害関係】

1 障害者就労支援施設に係る障害者優先調達の推進及び共同窓口の機能強化について

工賃の算定方式の改定により工賃が上がっていますが、昨今の物価高騰により光熱水費等の経費がかさみ、多くの事業所利用者の賃金、工賃が下がることとなります。

就労支援施設等では生産活動に伴う光熱費、原料及び製品の運搬に使用する車両等についても、同様に物価高騰の影響を受けております。

つきましては、障害者就労支援施設に係る障害者優先調達の推進及び共同窓口の機能強化について次のとおり要望します。

- (1) 各部局に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）の趣旨を十分に理解して頂き、障害者の「働く・くらす」を支えるべく官公需による物品・役務等の優先発注を一層推進されたい。また、全市町村にも強く働きかけられたい。

【参考1】

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績(R3～R5)
【上位・下位5県】

【契約金額】

順位	R3		R4		R5	
	都道府県	契約額 (千円)	都道府県	契約額 (千円)	都道府県	契約額 (千円)
1	東京都	539,901	東京都	575,913	東京都	925,376
2	福岡県	246,624	福岡県	259,494	福岡県	290,055
3	大阪府	178,194	大阪府	202,801	大阪府	231,429
4	神奈川県	156,377	宮崎県	162,156	徳島県	177,505
5	宮崎県	140,618	神奈川県	160,296	神奈川県	175,614

愛知県(40位)	19,670	愛知県(43位)	16,588	愛知県(44位)	17,512
----------	--------	----------	--------	----------	--------

43	山口県	19,228	愛知県	16,588	秋田県	17,608
44	山梨県	14,267	福井県	16,432	愛知県	17,512
45	秋田県	14,026	富山県	15,200	富山県	16,844
46	福井県	13,506	秋田県	15,065	福井県	15,675
47	石川県	11,355	石川県	11,206	石川県	10,010

(参考)

全国平均【R3】	64,272	全国平均【R4】	68,267	全国平均【R5】	77,213
----------	--------	----------	--------	----------	--------

【件数】

順位	R3		R4		R5	
	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
1	鹿児島県	3,129	鹿児島県	4,126	鹿児島県	4,146
2	福岡県	1,405	佐賀県	1,340	福岡県	1,584
3	佐賀県	1,223	福岡県	1,328	佐賀県	1,476
4	静岡県	1,102	広島県	1,209	静岡県	1,269
5	宮城県	1,094	静岡県	1,195	広島県	1,240

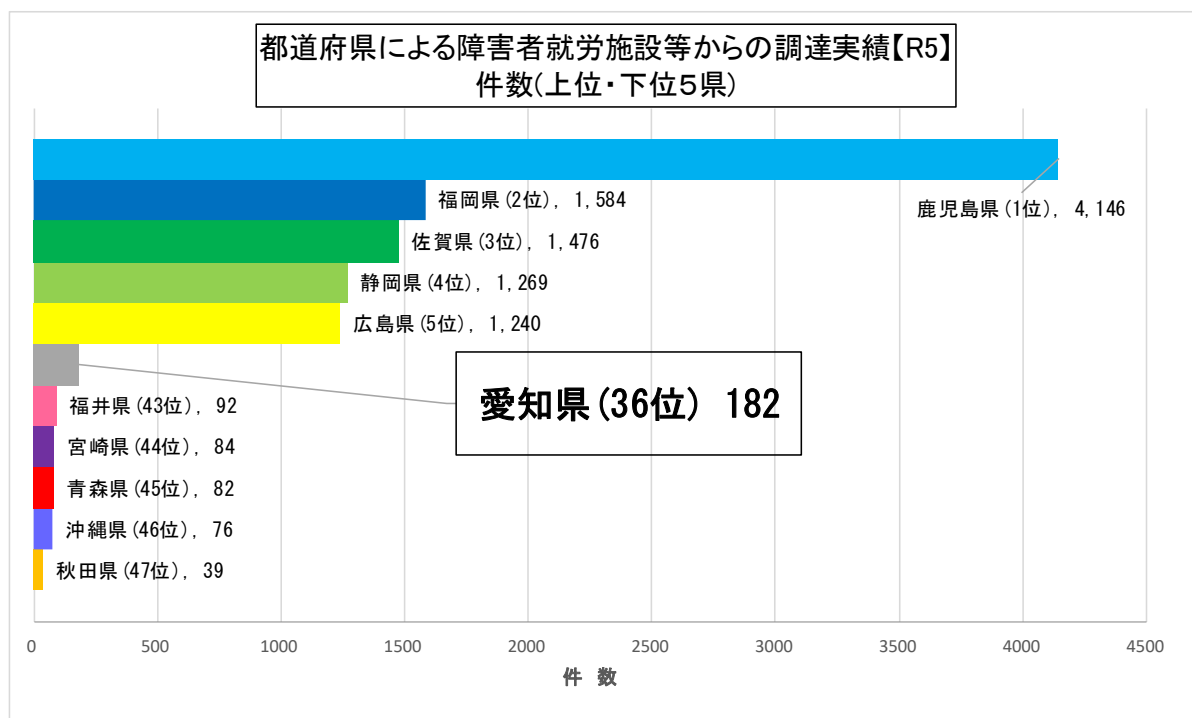
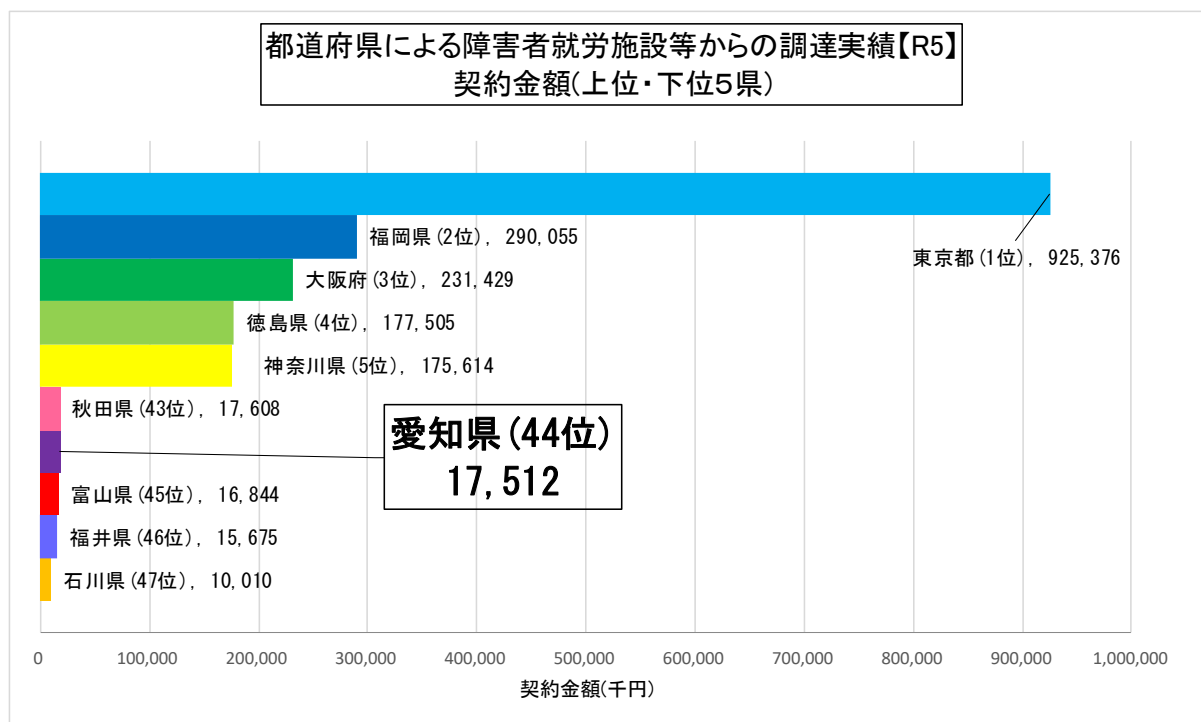
愛知県(34位)	264	愛知県(35位)	205	愛知県(36位)	182
----------	-----	----------	-----	----------	-----

43	石川県	130	福井県	114	福井県	92
44	宮崎県	111	宮崎県	111	宮崎県	84
45	沖縄県	88	奈良県	99	青森県	82
46	奈良県	87	沖縄県	87	沖縄県	76
47	秋田県	31	秋田県	32	秋田県	39

(参考)

全国平均【R3】	554	全国平均【R4】	602	全国平均【R5】	610
----------	-----	----------	-----	----------	-----

【参考2】



【参考3】

市町村による障害者就労施設等からの調達実績(R3～R5)
【上位・下位5県】

【契約金額】

順位	R3		R4		R5	
	都道府県	契約額 (千円)	都道府県	契約額 (千円)	都道府県	契約額 (千円)
1	東京都	2,649,241	東京都	2,827,060	東京都	2,909,802
2	北海道	1,348,040	北海道	1,436,671	北海道	1,421,616
3	兵庫県	1,143,987	兵庫県	1,178,847	兵庫県	1,213,931
4	愛知県	1,043,107	愛知県	1,026,455	愛知県	1,165,921
5	福岡県	754,713	福岡県	844,436	福岡県	870,821

・
・
・

43	山形県	55,040	山形県	58,373	山形県	67,650
44	香川県	52,661	香川県	52,499	徳島県	59,145
45	徳島県	52,970	徳島県	55,590	香川県	57,691
46	富山県	46,830	富山県	48,269	富山県	50,012
47	山梨県	31,888	山梨県	37,174	山梨県	38,838

(参考)

全国平均【R3】	296,985	全国平均【R4】	314,165	全国平均【R5】	326,992
----------	---------	----------	---------	----------	---------

【件数】

順位	R3		R4		R5	
	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
1	北海道	9,975	北海道	13,693	北海道	12,609
2	宮城県	734	宮城県	662	秋田県	10,973
3	東京都	9,655	東京都	12,031	宮城県	9,482
4	新潟県	5,389	福岡県	5,905	東京都	5,834
5	長野県	3,175	新潟県	3,962	福岡県	4,418

・
・
・

愛知県(8位)	2,939	愛知県(8位)	2,659	愛知県(10位)	2,882
---------	-------	---------	-------	----------	-------

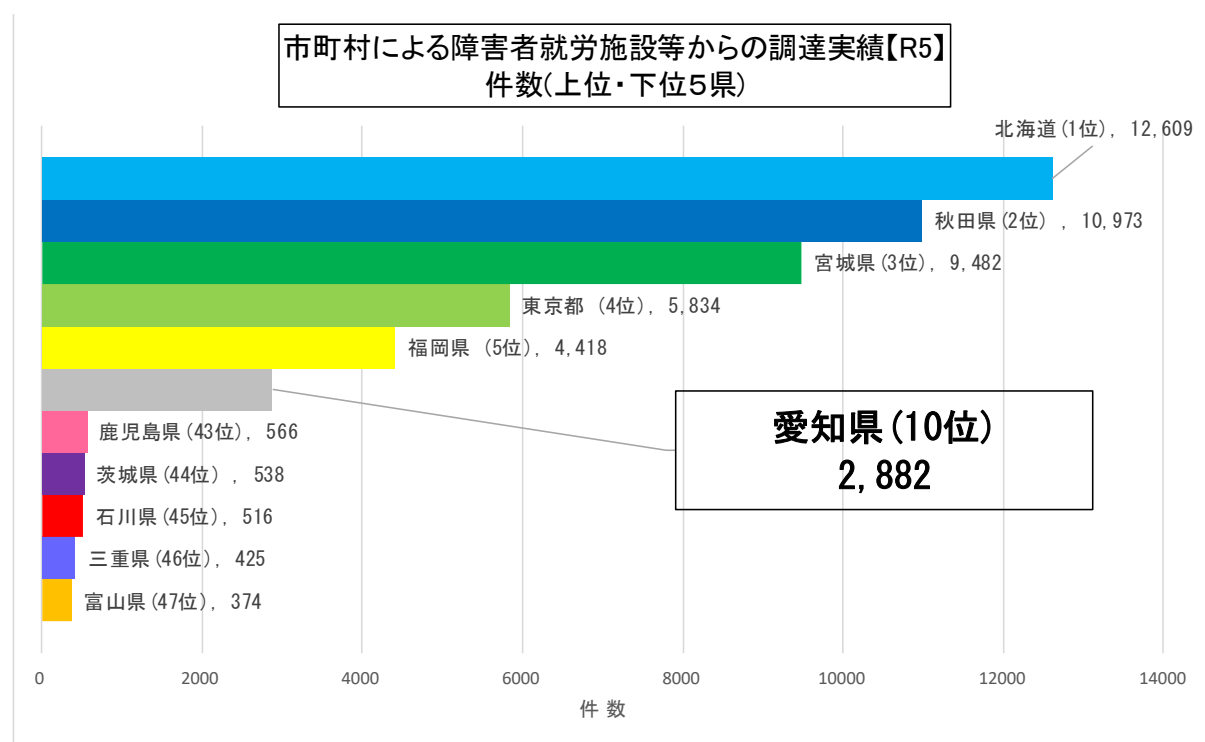
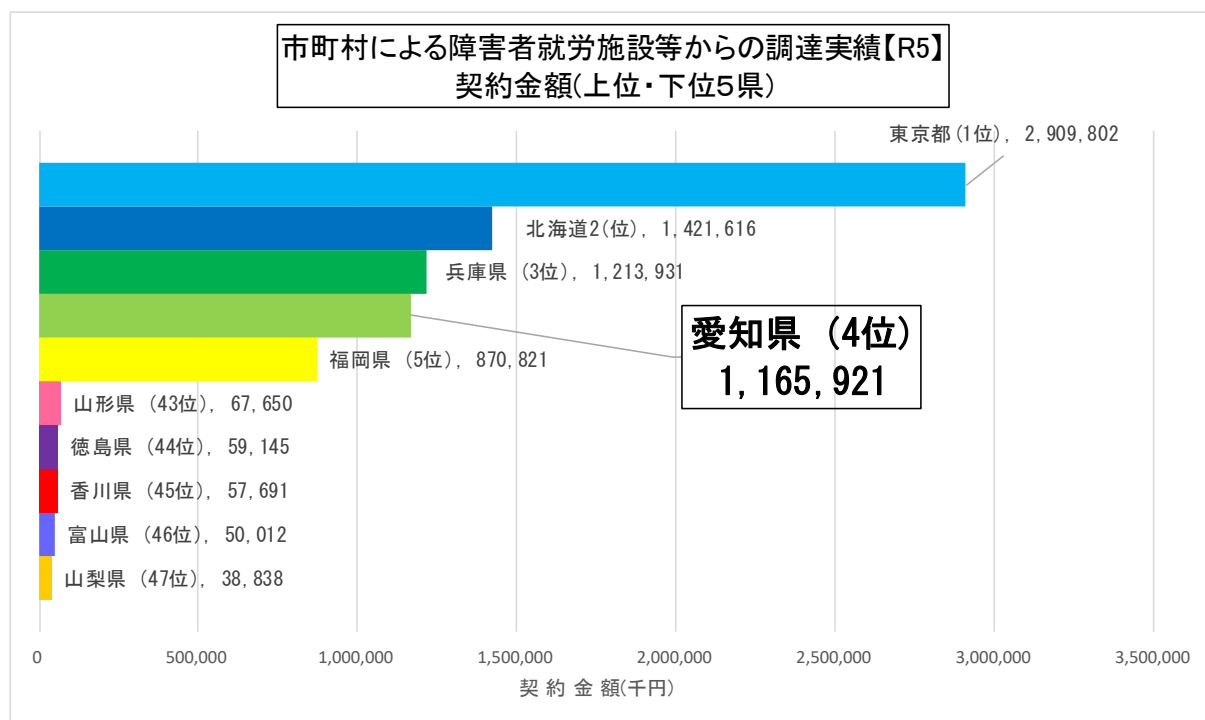
・
・
・

43	宮崎県	539	三重県	555	鹿児島県	566
44	石川県	403	宮崎県	434	茨城県	538
45	三重県	502	栃木県	505	石川県	516
46	茨城県	498	茨城県	484	三重県	425
47	富山県	270	富山県	283	富山県	374

(参考)

全国平均【R3】	3,098	全国平均【R4】	3,763	全国平均【R5】	4,399
----------	-------	----------	-------	----------	-------

【参考4】



2 障害者支援施設からの地域移行に関する更なる推進について

厚生労働省にて令和7年度から始まる「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」は、今後の障害福祉計画策定における数値目標や令和4年の障害者権利条約に基づく対日審査での勧告に対する方向性を決める重要な検討会であるにとらえています。

実践現場においては、入所者の地域移行等意向確認の義務化、マニュアルの作成が進められています。利用者の意思形成に向けた支援は、施設での生活だけではなく、地域活動を通し地域住民との関係性を直接広げることが重要です。そして、その人らしく暮らすための様々な体験を支援することが重要であることから、次のとおり要望します。

- (1) 入所利用者の中には「家族と暮らしたい」、「アパートで一人暮らしをしてみたい」という思いを持っている方がいます。しかし、施設での生活が長く、地域生活での経験が極端に少ないことから、体験や見学を通じて意思形成を図る必要があります。つきましては、地域移行の観点から生活介護を実施していない日に、行動援護サービスや市町村における移動支援事業（ガイドヘルプサービス）など個別外出できるようされたい。
- (2) 第7期障害福祉計画の障害者支援施設における地域移行について、3年に一回のニーズ調査から「2022年度末から2026年度末における地域生活移行者数を147人とする。（2026年度末の施設入所者数を3,497人とする）。」と数値目標を掲げています。ニーズ調査の実施、毎年度の利用者地域移行報告を実施しているが、愛知県と各市町村との連携について強化し、地域移行先の確保や地域移行に係るグループホームの新設については優先的に補助金を確保されたい

【保育関係】

1 配置基準のさらなる見直しについて

- (1) 4歳以上児については加算措置にて2.5対1の基準となるよう措置されているが、加算条件からもらえない施設もあります。認定こども園ではチーム保育加算が実施されていると4歳児配置改善加算がもらえないなど、本来の趣旨と異なる加算で事実上対応されています。また、配慮が必要なこどもが増えてきている中で、保育現場からは更なる増員を求める声があります。こうした声に対し、保育者の配置基準が改善されなければ、仕事に対する燃えつきや処遇への不満から離職が増えます。また、現在の配置基準では、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示される最低限の保育水準でさえ実施することが困難です。

こうしたことから、配置基準（最低基準）そのものの見直しをおこない加算措置ではなく全ての施設で質の向上が図れるようにしてください。

- (2) 1歳児の配置についても今年度から改善が実施されます。しかし、国の制度では平均経験年数の高い保育施設が加算措置されるようになっていきます。しかし、経験年数が低い保育施設ほど十分な保育者の配置が必要ではないでしょうか。愛知県では1歳児保育事業を見直して継続していただいておりますが、国に対する制度の見直しと配置基準（最低基準）そのものの見直しについて要望していただくよう求めます。
- (3) 月齢に対する子どもの発達の姿が以前と変化してきています。昔と比べて月齢・年齢が高くなっても大人の手をかける必要性が高い実態があります。（年少児でも おむつをつけている子どもが多いなど）また、子どもの発達、家庭状況、外国籍の親子など様々なニーズへの対応が求められています。こうした一人ひとりの子どもの様々なニーズに応えられる質の高い保育を実施するためには、配置基準の向上が不可欠です。よって、全ての年齢において、より一層の配置基準の見直しをしていただきますよう要望します。

【児童関係】

1 「児童養護施設等体制強化事業」の実施継続・拡充について

令和5年10月から実施され始めた当事業について、ニーズ調査結果から、現在の児童養護施設・乳児院等においての人材不足や小規模化や分散化に伴う宿直者増加等の課題に対応し、業務負担軽減などその効果が見いだされたとの結果が示されました。しかしながら、今後のさらなる小規模かつ分散化、高機能化及び多機能化を推進する上では、予算面等、十分とは言えません。今年度を始期とした社会的養護推進計画（以下、推進計画）の方向性を阻むことのないよう事業実施の継続及び拡充をお願いいたします。具体的には、本事業要綱第4条①、②を国基準通りの予算化を求めます。

また、今後一時保護ニーズが高まり推進計画上、現在の一時保護専用施設7施設から11施設まで設置・増設を進める上で、現在の要綱による配置職員基準では、高い不安と緊張を抱く子どもたちを保護・養育・支援（アセスメント）等の目的を果たしていくことは、到底間に合っていないと考えられます。そのため、一時保護専用施設においても当事業の対象とするよう早急をお願いいたします。具体的には、本要綱第4条の対象施設に「一時保護専用施設」を追加・対象とするよう求めます。

※図表1「補助金事業 加算職員の状況調査結果」（2024）

【補助金事業による加算職員配置状況の全体分析】

職 名	配置 施設数	配置希望有 (未配置)	配置希望 なし	現員数		制度理解 不足	人材不足	資格・条件 不適	その他 理由	備 考
医療機関連絡調整員	13	5	8	16	未 配 置 理 由	2	4	2	5	-
フォスタリング職員	2	5	22	3		4	3	3	16	-
児童養護施設等 体制強化事業職員	21	6	3	58		1	4	1	4	-
① ケアワーカー志望職員	7	0	0	10		0	0	0	0	-
② 夜間等雇用（非ケア）	14	0	0	48		0	0	0	0	-
指導員特別加算職員	9	7	14	15		2	6	3	7	-

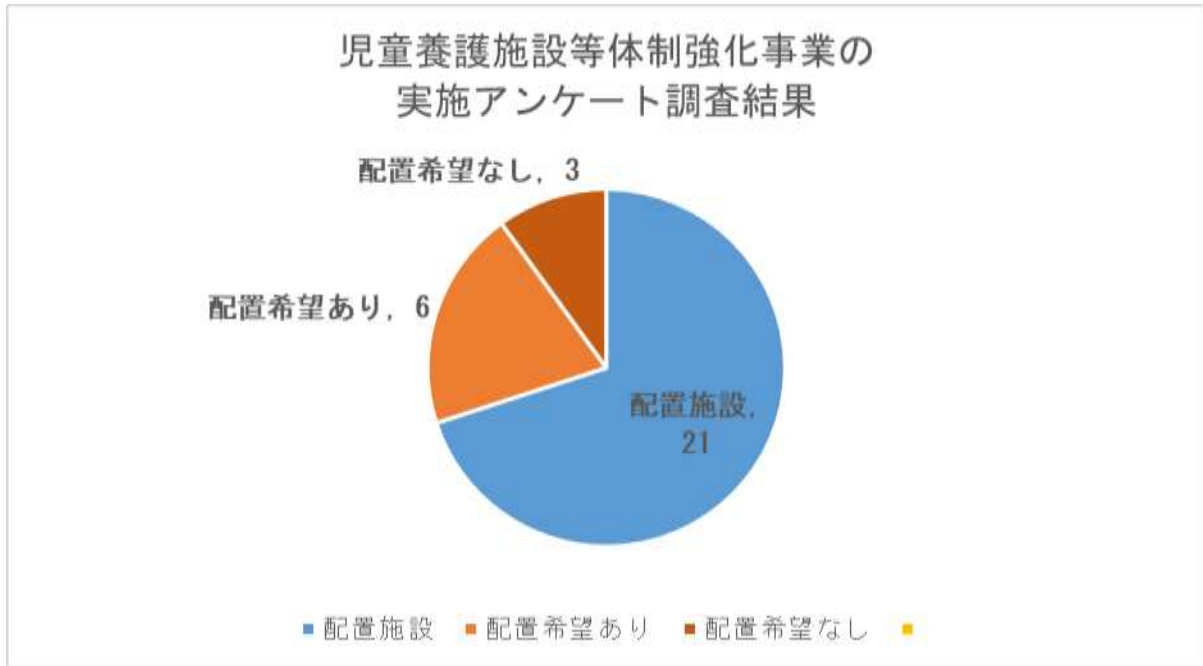
※未配置理由欄は、重複・複数回答を合算した数値。（回答施設数と一致しない場合あり）。

《分析結果》抜粋

○体制強化職員は配置数が最多で、政策的に効果が出ている領域といえる。

○一方で、フォスタリング職員や指導員特別加算職員は希望しない割合が多く、制度普及や設計に課題がある。

※図表 2 「児童養護施設等体制強化事業」実施アンケート調査結果



【配置していないが、「配置希望あり」の理由】

- [配置希望あり, 6]・・・制度理解不足：1 人材不足：4
資格・条件不適：1 その他：4
- [その他, 1]・・・不明

【配置希望しない理由】 ※複数回答あり

職 名	制度理解不足	人材不足	資格・条件不適	その他理由
医療機関連絡調整員	2	4	2	5
フォスティング職員	4	3	3	16
児童養護施設等体制強化事業職員（学生等）	1	4	1	4
指導員特別加算職員	2	6	3	7

⇒つまり、30 施設分の配置 21 施設以外の、「配置希望あり, 6」と「配置希望しない, 3」は、制度理解することができ、人材不足対応できれば、本事業を申請・実施されるといえる。

【政策的示唆と改善ポイント】

＜成功している点＞

- ☞ 児童養護施設等体制強化職員（学生・パート）の導入は進んでおり、人的リソース不足の対策として効果的。複数人雇用している施設もあり、柔軟な雇用形態の有効性が示されている。

＜課題点＞

☞ フォスタリング職員や医療機関連絡調整員、60 歳以上加算職員は配置率が低い。制度理解や資格要件の周知・柔軟化が求められる。特に「その他理由」が多い職種では、現場ニーズに合っていない制度設計の可能性がある。

【チャット GPT による提案】

- ① 制度理解を促進する説明会や Q&A 集の整備
- ② 採用支援（求人広報、人材バンクとの連携）
- ③ 資格要件の緩和や補助的研修制度の導入
- ④ 「その他理由」の分析とヒアリングによる制度改善提案

2 母子生活支援施設・女性自立支援施設の活用促進について

母子生活支援施設は唯一母子が分離されことなく一体的に支援することができる児童福祉施設であり、改正児童福祉法がめざす「市区町村における子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化」にむけて、従来の支援で培ってきた専門性を展開する時であると考えられます。

女性自立支援施設は、「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）が昨年 4 月に施行され、困難な問題を抱える女性への支援の中核機関として位置づけられており、県や市町村、関係機関等と連携しながら女性を支援する役割が一層期待されてきております。しかしながら、いずれの施設も利用者は、ここ数年低調に推移しており、その役割を十分に果たせていない状況にあります。

つきましては、両施設の活用促進、支援の充実強化を図るため、次のとおり要望します。

- (1) 施設の広域的利用についての具体的な検討を進められたい。
- (2) 面前DV等児童虐待事案や児童養護施設措置が困難な事案において、保護を必要とする女性が支援に繋がるよう、児童相談センターと女性相談支援センターとの更なる連携の強化を図られたい。また、保護を必要とする特定妊婦、居場所のない若年女性、生活が困窮する女性への相談機関に女性支援事業を周知するとともに母子生活支援施設・女性自立支援施設の活用を引き続き働きかけられたい。
- (3) 女性支援の相談窓口や活用できる施策の周知のための「女性支援ポータルサイト」の掲載内容の充実と一般県民に対する啓発、広報等を着実に推進されたい。
- (4) 「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画」に基づき、県・市町村の女性相談支援体制を充実強化されたい。

【高齢関係】

1 大規模修繕に対する補助について

介護保険法が施行され 25 年が経過しています。その間、介護保険施設等は「愛知県高齢者福祉保健医療計画」に基づき、老人福祉圏域単位で計画的に整備され、「必要入所定員総数」は各圏域において、2025 年度整備目標は、ほぼ達成されています。

一方、介護保険法創設時に新築された施設は、築 20 年以上経過し、建物付属設備の減価償却期間は、長いもので 17 年から 18 年で耐用年数を経過し、多くの介護施設等におきましては、老朽化が進み、大規模修繕が必要であるにもかかわらず、昨今の経営難により、計画的に修繕が行えない状況にあります。

また、養護老人ホームや軽費老人ホームについても、事業継続に必須な設備の更新や経年劣化により大規模修繕が必要となっていますが、措置費・補助金施設であるため、余剰財源に乏しい中で運営されており、改築費用や大規模修繕費用に充当する経費の捻出が困難な状況にあります。

つきましては、次のとおり要望します。

- (1) **現在、地域医療介護総合確保基金を財源とした、介護施設等の創設が条件に付された広域型施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）の大規模修繕補助制度がありますが、創設の条件をなくし、事業継続に必須設備の改修や経年劣化による大規模修繕に補助を実施されたい。**
- (2) **養護老人ホームや軽費老人ホームについては、平成 18 年に三位一体改革により国から県へ税源移譲された老人福祉施設等設置費補助金、または地域医療介護総合確保基金での既存補助制度の要件変更または新規補助制度の創設により、大規模修繕へ補助を実施されたい。**

【参考】第 9 期愛知県高齢者福祉保健医療計画 整備目標数及び承認済み数の状況
(愛知県高齢福祉課ホームページより抜粋)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)				(単位:人)
圏域	2026年度整備目標 (必要入所定員総数)	2025年度 整備目標(a)	承認済入所定員総数 (2025年3月31日)(b)	2025年度整備に あたっての差引数(a-b)
名古屋・尾張中部	9,161	9,161	9,161	0
海部	1,431	1,431	1,431	0
尾張東部	1,463	1,463	1,463	0
尾張西部	2,150	2,150	2,150	0
尾張北部	2,383	2,383	2,383	0
知多半島	2,538	2,538	2,498	40
西三河北部	1,401	1,401	1,401	0
西三河南部東	1,036	1,036	1,010	26
西三河南部西	2,472	2,472	2,472	0
※東三河北部	444	444	404	40
※東三河南部	2,097	2,097	2,097	0
合計	26,576	26,576	26,470	106

介護老人保健施設				(単位:人)
圏域	2026年度整備目標 (必要入所定員総数)	2025年度 整備目標(a)	承認済入所定員総数 (2025年3月31日)(b)	2025年度整備に あたっての差引数(a-b)
名古屋・尾張中部	7,037	7,037	7,037	0
海部	1,018	1,018	1,010	8
尾張東部	1,125	1,125	1,125	0
尾張西部	1,185	1,185	1,185	0
尾張北部	1,533	1,533	1,533	0
知多半島	1,647	1,647	1,647	0
西三河北部	790	790	790	0
西三河南部東	846	846	846	0
西三河南部西	1,543	1,543	1,543	0
※東三河北部	243	243	243	0
※東三河南部	1,326	1,326	1,326	0
合計	18,293	18,293	18,285	8

介護医療院				(単位:人)
圏域	2026年度整備目標 (必要入所定員総数)	2025年度 整備目標(a)	承認済入所定員総数 (2025年3月31日)(b)	2025年度整備に あたっての差引数(a-b)
名古屋・尾張中部	1,020	1,020	1,020	0
海部	160	160	160	0
尾張東部	200	200	200	0
尾張西部	0	0	0	0
尾張北部	50	50	50	0
知多半島	28	28	28	0
西三河北部	63	63	63	0
西三河南部東	107	107	107	0
西三河南部西	198	198	198	0
※東三河北部	95	95	95	0
※東三河南部	523	523	523	0
合計	2,444	2,444	2,444	0

介護専用型特定施設入居者生活介護				(単位:人)
圏域	2026年度整備目標 (必要入所定員総数)	2025年度 整備目標(a)	承認済入所定員総数 (2025年3月31日)(b)	2025年度整備に あたっての差引数(a-b)
名古屋・尾張中部	603	603	603	0
海部	0	0	0	0
尾張東部	0	0	0	0
尾張西部	0	0	0	0
尾張北部	30	30	30	0
知多半島	90	90	90	0
西三河北部	0	0	0	0
西三河南部東	0	0	0	0
西三河南部西	40	40	40	0
※東三河北部	0	0	0	0
※東三河南部	60	60	89	-29
合計	823	823	852	-29

令和7年7月11日

愛知県知事 大村 秀章 様

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

会 長 後 藤 澄 江

社会福祉法人経営者委員会

委員長 太 田 一 平

社会福祉施設委員会

委員長 山 本 ゆかり